

「最近の労働関係法の改正と企業の対応について」のヒアリングが11月11日午後、労働者派遣問題に精通している安西愈弁護士を講師に招いて行われた。これには多数の会員が参加し、熱心に耳を傾けた。



今回のヒアリングでまず驚いたのは、安西講師が「最近の改正法の内容」から始まって「パート労働者の処遇上の問題」に至る19項目から成る19ページもの図解入りの詳細なレジュメを用意してくれことである。本格的な講演会並みの資料だったと感謝したい。

さて、労働者派遣法が特に注目されるのは間違いではないが、「最近の改正労働法」は派遣法のほかに、改正労働契約法、有期雇用特別措置法、改正パートタイム労働法、改正労働安全衛生法、改正障害者雇用促進法、青少年雇用促進法など非常に多い。これらが周知されているとは言いがたく、政府だけでなく労組などでも対応等の充実が必要である。

安西講師は「労働契約中し込みみなし制度」などを詳説したが、①「無期・直接雇用」が正社員か、②解雇無効時の金銭解決が立法化の方向か、③派遣先・発注者に労働局があまり頼りにならない、④改正法の施行には問題がはらんでおり、厚生労働省は立法者として責任を持つべき——などの問題点を指摘した。同一労働同一賃金の徹底が必要であるが、労働者の対応も重要である。(小井土有治)